【論文】

人間安全保障の再検討 - 問題解決枠組としての有効性と限界

野中 健一

- 一序論
 - (一) 問題の所在
 - (二) 人間安全保障に対する立場表明
- 二 先行研究における国連報告書の位置づけ
- 三 政治力学軽視の危機対応策 HDR1994の政策提言
 - (一) 軍事費削減
 - (二) 期待される経済政策
- 四 変数としての政治 HSNと HSA の政策提言
 - (一) 参画による利益伝達
 - (二) 国際機関の役割
- 五 「非民主的体制下の危機」と「枠組の対応力」
- 六 結論

一 序論

(一) 問題の所在

人間安全保障に関心を抱いて以来、議論の根本に立ち戻りたいとの念を有するようになった。その理由は極めて単純である。筆者は数々の研究者が人間安全保障領域において多くの貴重な学術的業績を提示してきた点を高く評価している。しかし同時に、何やら雑然としたものをも感じているのだ。周知の如く現在、政府、国際機関、人文・社会科学・自然科学各種研究者、NGO関係者等、あらゆる領域の人々が人間安全保障という用語を使用している。それゆえ、全く異なる領域を同じ概念で説明している事例

さえ多々存在するのである。そうであればこそ、筆者はその根本的なるものに立ち戻りたいとの考えを抱くようになったのだ。

次節で再び触れるが、人間安全保障を論じる上で最低限読了しておくべき文献とは Human Development Report1994 (以下、HDR1994とする) (1)、Human Security Now (以下、HSNとする) (2)、Human Security for A11 (以下、HSAとする) (3) の三冊であろう (4)。HDR1994 は国連開発計画 (以下、UNDPとする)の報告書であり、人間安全保障概念を初めて提示したものである。一方 HSN は国連・人間の安全保障委員会 (Commission on Human Security) の報告書、そして HSA は国連・人間の安全保障諮問委員会 (Advisory Board on Human Security) の報告書となる。人間安全保障を論じるからにはこれら三冊を評価するのであれ、批判するのであれ、意識しておく必要がある。

さて、筆者はそれら三冊を読了した後、一つの思いに至った。人間安全保障は確かに「新しいテーマ」ではあるが、同時に「問題解決枠組」でもあるとの思いである。すなわち軍事問題以外の「悲劇」を論じている点に着目すれば、確かに安全保障問題に新しいテーマ(例として人身売買や難民問題など)を多く提供したと言えよう。しかし後述するが、筆者はそのような観点から人間安全保障を論じる立場を取らない。むしろ問題解決枠組として人間安全保障を論じた方が、概念の存在意義を明確に出来ると考える。かかる視点こそ本稿の独創性である。

それでは、人間安全保障を問題解決枠組として捉えた場合、それはいかなるもので、その有効性と限界は何か。この点こそ本稿の問題意識となる。 以下、議論を展開したい。

(二) 人間安全保障に対する立場表明

本論に入る前に「少々面倒な手続き」を経なくてはならない。筆者自身、 人間安全保障をどのように捉えているのか、ということを明らかにする必要がある。このような手続きが必要となる理由は単純明快である。本稿冒頭で指摘したように、人間安全保障は切り口があまりにも多様であり、結果として同用語からイメージされる内容が論者により異なっているためだ。 人間安全保障という用語から想像されるものが論者により差異があるのであれば、事前に自らが想定しているものを指摘しておく必要があるだろう。

ただし筆者自身、それほど大それた想定をしているわけでない。前節で論じた三冊、すなわち HDR1994、HSN、HSA の「三冊全部」を知的前提としているものであれば、人間安全保障論の範疇に入れている。

これら三冊に対するこだわりは人間安全保障の出自と関連している。人 間安全保障は学界が指導力を発揮して議論を牽引してきたと言いがたい。 むしろ出自や展開を見る限り、国連が大きな存在感を発揮してきたのであ る。元を正せば、UNDPがコペンハーゲンにおいて開催予定(1995年) であった世界社会開発サミット(World Summit for Social Development) への提言として人間安全保障概念を創設したのであった。結果的に同サミ ットで提言が顧みられることはなかったが、2001年、国連で人間の安 全保障委員会が設立され、2003年には報告書たる HSN が発表されたの である。なお2006年には HSA も発表された。特に重要なのは、HSN お よび HSA が具体的資金と関係していることである。国連には人間の安全保 障基金 (United Nations Trust Fund for Human Security) が存在するの だが、その使用指針はHSNに基づいている(HSAは基金の使用実態を説明)。 世界中で利用されている基金の指針である点を想起した時、それら報告書 の圧倒的影響力は容易に想像できるだろう。筆者は以上を勘案した結果、 国連機関の報告書、すなわち HDR1994、HSN および HSA を分析の土台とすべ きとの立場に立つ。

ただし、このような一見当然のことをわざわざ指摘しておかなくてはならない理由も付け加えておきたい。筆者は「三冊全部」という箇所を強調した。これは報告書の一部のみに依拠する態度を問題視しているのである。特に筆者は二点の危惧を抱いている。

第一は、「定義の一人歩き」である。人間安全保障の定義として一般的に使用・引用されているものがある。「人間の生にとって、かけがえのない中枢部分を守り、全ての人の自由と可能性を実現すること」(5)である。これは HSNに記載された定義だが、筆者自身、これが一人歩きする事を危惧し

ている。後述するが、人間安全保障に関する重要報告書の類は決して定義 だけを論じていたわけでなかった為である。付随する説明を捨象し、定義 だけを利用する態度には明らかに無理がある。

第二は、「『悲劇的現象』を説明するための言葉の置き換え」である。 *HDR1994* はあまりにも広範囲の諸問題 - 諸々の悲劇的現象 - を人間安全保障上の問題点と称してしまった ⁽⁶⁾。このため、「悲劇的現象」を人間安全保障上の問題という言葉に置き換えただけの論説を生みやしないか、との危惧を抱いている。後述するが、人間安全保障に関する重要報告書の類は決して「『悲劇的現象』を説明するための言葉の置き換え」作業に関心を抱いていたわけでなかった為である。

上記二点の危惧を指摘したところで、以下の考えも付け加えておきたい。 仮に「特定の人権侵害」を分析対象としたとする。それだけであれば、わざわざ人間安全保障という用語を使用する必要性はない。当然のことながら、人間安全保障概念が提唱される以前から人権に関する研究は存在していた。 仮に人権問題にのみ関心があるのであれば、人間安全保障という用語を使用する必然性は弱いのである。そもそも HSN が論じたように、人間安全保障概念は人権概念、人間開発概念の上に成り立っている。それゆえ人間安全保障研究を志向するのであれば、人権研究、あるいは人間開発研究との差異を意識するほかない。

以上、筆者の立場表明となる。章を締めくくるにあたり一点、誤解がないように指摘しておきたい。筆者は人間安全保障の多様性を問題視しているわけでない。そして自らが設定する考えが絶対的なものとも思わない。繰り返しになるが、人間安全保障論の切り口は多様でありうる。それゆえ各論者がどのような意味で同概念を使用しているかを自覚的に説明した上で利用すれば良いと考える。筆者はあくまで「国連報告書三冊全部に依拠した議論を志向する」という最低限の条件を自らに課して議論を展開しているに過ぎないのである。

二 先行研究における国連報告書の位置づけ

本論に入る前に先行研究と比べて、筆者の主張がいかなる独創性を有するのか指摘しておかなくてはなるまい。以下、議論を展開しよう。

人間安全保障領域の先行研究を整理、検討したものは多々ある。ただ本稿は少々異なった視点で先行研究を整理したい。すなわち誰が、どのテーマで、どのような独創的学説を展開したかを論じるのでない。むしろ「先行研究が国連報告書をどのように扱ってきたか」に着目して整理、検討したい。かかる視点に立った時、先行研究は大きく分けて四点に分類できるのではないか。

第一に人間安全保障研究を行う際、国連報告書が論じた「テーマ」に関 心を置く立場がある。この立場に立つ者は「HDR1994 が列挙した悲劇的事 例」や「HSA が提示した定義」を念頭に置きつつ議論を展開しているよう に思われる。(筆者はこの立場を取らないものの) このような考えを有する 場合、世界中のいかなる「悲劇的現象」を分析対象としたとしても、人間 安全保障研究と言えないこともない。このような態度は結果的に「人間安 全保障の定義・概念」や「危機への対処策としての保護・能力強化」等に あまり力点を置かなくなる(一部論者は危機への対処策を提示しているが、 「保護、能力強化」に対するこだわりが‐無いわけでないが‐少ない)。こ のような立場のものとしては、Henrique B. Cavalcanti (食糧問題に関す る研究)⁽⁷⁾、Lincoln Chen and Vasant Narasimhan (健康問題に関する研 究)⁽⁸⁾、渡辺陽子(環境問題に関する研究)⁽⁹⁾、加藤朗(テロに関する研 究)(10)等を挙げておくことができるだろう。なお、HSN、HSAが発表され る2003年以前の研究としては大芝亮によるもの(人道的介入に関する 研究)(11)もある(当然ながら、発表された時期の問題から「保護」・「能 力強化」への指摘はない)。

第二に、国連報告書が論じた「人間安全保障の定義・概念」そのものに関心を置く立場がある。この立場に立つ者は、報告書が導き出した「定義・概念」を抽出し、それを自らの専門領域に照らして議論を展開している(それゆえ結果的に HDR1994、HSN、HSA が挙げた「テーマ」および「危機への対処策としての保護・能力強化」をあまり論じることがない)。なお、この

ような研究は上記(「テーマ」に関心を置く立場)同様、量的蓄積を見ている。このように「定義・概念」に関心を置く立場としては、大久保史郎(日本国憲法の研究) $^{(12)}$ 、桐山孝信(世界銀行の研究) $^{(13)}$ 、山形英郎(国際法の研究) $^{(14)}$ 、上杉勇司(PKOの研究) $^{(15)}$ 、ユルゲン=デーゲリング(国連安全保障理事会の研究) $^{(16)}$ 、そしてGeorge A. MacLean(カナダ外交の研究) $^{(17)}$ 、栗栖薫子(グローバルガバナンスの研究) $^{(18)}$ 等を挙げておく事が出来るだろう。なお、これらとはやや趣向が異なるものの、人間安全保障の概念を使用しながら社会批判を試みるものもある。武者小路公秀 $^{(19)}$ や庭田茂吉 $^{(20)}$ の研究がそれに当たるだろう。

一方、上記二点と比べた時、数は少ないものの、以下の立場をとるもの もある。

第三に、国連報告書を「学説史整理」の一貫として利用する立場がある。これは「概念・定義」に対して関心を置く立場と一部問題意識が重複しているものの、あくまで学説史の整理そのものに力点を置いている。このような立場であるがゆえに、結果として「特定のテーマ」、「危機への対処策」に対する関心が低い。具体的には、佐藤誠 (21)、栗栖薫子 (22)、大久保史郎 (23) などの研究を挙げる事が出来るだろう。

第四に、国連報告書が論じた「危機への対処策としての保護・能力強化」に関心を置く立場がある。これは「定義・概念」、報告書で提示された「テーマ」より「危機への対処策」に一層重点を置いた研究となっている。ただし「独創的解決策」を提示するのではなく、あくまで「保護」、「能力強化」による対応に注目している。このような立場のものとしては、Carmen Sorger and Eric Hoskins(戦争被災児童および少年兵に対する保護の研究) (24)、勝間靖(アフガニスタンの教育状況を事例になされた、児童の保護および能力強化に関する研究)(25)が挙げられるだろう。

さて筆者の立場は上記四点(特に第一の立場、第二の立場、第三の立場) とそれぞれ異なる。その象徴的差異として HDR1994 の着目箇所が挙げられ るだろう。同書の引用は多くの研究でなされてきたが、その大半が同書第 二章に集中している。筆者はこの点で他の多くの論者と異なる。 確かに第二章は人間安全保障概念の説明に紙面を割いている。筆者自身、この意義を否定するものでない。しかし同書を発表した UNDP は、問題を発見した上で、その対処策を導き出したい、という極めて実務的な問題意識を掲げていたのである (26)。同機関は人間安全保障の概念説明に主要な関心を抱いていたのではなく、問題解決にこそ関心を抱いていたのである。そもそも紙面の量に着目しただけでも、第二章の凡そ二倍の分量を使って問題対処策(同書第三章および第四章)を論じている (27)。

なお筆者自身、問題意識に関して述べれば、第四の立場とはやや近い立場にある。確かに彼らは筆者と異なり、本稿本論で論じる諸点(すなわち枠組が有する有効性および限界)を強く意識していない。しかし「保護」、「能力強化」などを念頭に、危機への対処策を検討している点には共感できる(ただし本稿に限って論じれば、筆者は具体的危機への対処策を論じていない)。

いずれにせよ、筆者の問題意識はこの点-すなわち危機への対処方法に対する関心-に基づいている(HSNや HSA が抱いていた実務的問題意識をも共有する)。それゆえ他の多くの研究者と異なり、人間安全保障研究に当たる際「問題そのもの」ではなく「問題解決のための対処方法」に強い関心を抱いている。かかる立場にあった時、HDR1994、HSN、HSA に対する見方も変わってくる。そして、そのような視点にたった時「問題解決枠組」としての人間安全保障が明確に浮上すると考えるのである。以下、その点を論じたい。

三 政治力学軽視の危機対応策 - HDR1994の政策提言

問題解決枠組としての人間安全保障の有効性と限界を明らかにするため 筆者は本章および次章を使用して「HDR1994」と「HSN、HSA」(28)の対比作 業を行いたい。既述したように両報告書は最重要書籍であり、多くの研究 で度々引用されてきた。しかし両書を検討する際、「問題解決のための手段」 の箇所に着目したものは極めて少なかったのである。HDR1994の第三章、 第四章を読めば、同書が政策提言を羅列し、それを実行するための政治的 条件をほとんど計算していなかった点が理解できる(これが HSN、HSA では様相が異なってくるのだ)。この点こそ、問題解決枠組としての人間安全保障の有効性と限界を理解する上で極めて重要となってくる。

それでは HDR1994 自身、どのようにして人間安全保障を達成しようとしていたのか。以下、UNDP が提唱した議論(軍事費削減と具体的経済政策)を紹介したい。

なお再確認だが、筆者自身、以下で示される煩雑な事実関係一つ一つに対しては重要性を認めていない。筆者が以下で重視したい点は二点。すなわち UNDP が「政策提言を延々と羅列していた点」、そして「それら政策提言を実行するための政治的条件を計算していなかった点」である。

(一) 軍事費削減

HDR1994 は国防機関、軍需産業に対し極めて手厳しい。当時、人間安全保障と国家安全保障は対抗概念のごとく議論されていたのである (29)。 HDR1994 はこのような論理を有していたからこそ、国防費削減を通した人間安全保障達成を主張するのである。

確かに冷戦終了により軍事費削減は世界的規模でなされたものの、UNDP はその点に対し充分でないと論じた (30)。世界には3000万人が軍隊に従事しており、核兵器も未だ存在するのである。そもそも武力紛争がなお継続しているのであった。UNDP はこれら諸現象を批判したのである。

問題はこの点だけでない。軍産複合体の影響力増大に対する警戒感を表明することも忘れていなかったのである⁽³¹⁾。20世紀は社会における軍事化が進み、その結果、安全は軍事的安全のみを意味するとの考えを強化させてしまったと指摘したのである。特に発展途上国において軍事は政治・社会においてより一層中心的役割を果たしており、これら諸国では人間安全保障が保たれていないにもかかわらず、軍事費の伸びが高いことに懸念を表明した。

UNDP はまた、発展途上国の軍隊が人々の安全に貢献したとの論理に対し、 疑念をもっている⁽³²⁾。一例として、発展途上国において「栄養失調や防 疫可能であった伝染病の対策不備により死ぬ確率」が「外部からの軍事攻 撃により死ぬ確率」より33倍高いと論じた。その上で、発展途上国において軍は戦争をすることもなく、自国民を弾圧するために使用されているとの主張が展開された。軍人は人々の安全を増大させるより、むしろ低減させているのである。

これら議論の上で、軍縮が提案される⁽³³⁾。それでは軍縮を行う際、具体的にどのような点を注意するべきなのか。UNDP は七点から問題提起している。第一に軍縮交渉の形態に着目した。大国間の軍縮交渉ばかりが目につくものの、発展途上国を巻き込んだ軍縮の進展が見えないというのだ。それゆえ、発展途上国を巻き込む軍縮制度を国際的に構築すべきと論じた。

第二に緊張緩和が求められた⁽³⁴⁾。発展途上国における国防建設は地政学的緊張に起因している場合が多い。そしてこれら緊張は主要国の利権から生じたものであり、そうであればこそ彼らは平和のための国際連携を構築するべきとされた。ただし、大国の直接行動は事態を一層複雑にする場合があるため、国連などの国際機関を利用するべきであるとしたのである。

第三に先進国による軍事援助を段階的に削除するよう要請した⁽³⁵⁾。そもそも主要国の海外軍事基地が発展途上国の軍事化を促進させ、それら国々の社会・経済発展を歪めたのである。そして軍事援助が地域の軍拡競争を激化させ、発展途上国が一層苦しむこととなったと言うのだ。また、武器を先進国から安価で導入できたとしても、それに伴う出費(インフラ整備、維持費、予備部品購入)により、建設的領域における出費が困難となった。そうであればこそ UNDP は武器援助を段階的に削除する国際合意の重要性を声高に論じたのである。

第四に武器貿易の規制が指摘された⁽³⁶⁾。この点で UNDP の立場は極めて明快である。武器売買は貿易領域において最も非難されるべきと論じている。その上で以下が提案されたのである。第一に「一切輸出されてはならない、あるいは国際的合意なしに輸出されてはならない高性能兵器および技術のリストを作成する」、第二に「国連による武器登録報告システムを強化する。また武器、技術取引に関する出版物を定期刊行化する」、第三に「武器輸出業者への明示された、あるいは隠された補助金を規制、排除す

る」、そして第四に「平和維持の資金のため、武器販売に課税する」の四点である。

第五に援助政策の見直しが求められた⁽³⁷⁾。UNDPは、援助受け取り国の軍事費増大を問題視したため、以下を提案したのである。先ず援助受け取り国の軍事支出と社会関連予算費用の割合を計算するのである。その上で、数値が1を超過した場合、すなわち軍事支出が社会関連予算費用より多い場合、援助を再検討するというのだ。その上で発展途上国に対し、社会関連予算費用を最低GNP5パーセント以上とし、国防予算を最高でGNP4パーセントとすることを求めた。なお、軍事費削減を実行した発展途上国には一層多くの援助を与えるべきだとも論じている。

第六に内政干渉が許容される基準を作るべきであるとした⁽³⁸⁾。特定国家の内部において人間安全保障上の脅威が発生する場合がある。その際、国連はどのように対応するべきだろうか。UNDPは「介入すべき」との立場を表明したのだが、そのための条件として国連憲章第七章の改正を要求したのである。すなわち第七章は「国家間対立に対する国連の介入」を想定しているため、「国家内部への介入」を困難にさせているのだ。UNDPはあくまでも、国連に対し社会経済上の責任を負わせるべきであるとの論を堅持したこととなる。

第七に情報把握を容易にする方法が論じられた⁽³⁹⁾。軍事安全保障から 人間安全保障への移行のため、軍事費、武器貿易、武器生産、武器援助、 武器業者への補助金、軍事基地、武器購入により生じた負債額を示す情報 システムの構築が論じられたのだった。

以上が七点の提言となる。ただし UNDP 自身、上記のみで軍縮が成し遂げられるとは想定していない (40)。あくまで軍縮のためのたたき台に過ぎないというのだ。さらに軍事費削減だけでは充分でないとも論じているのである。すなわち、軍縮により生じた資金を、人間安全保障分野における改善のため、人間開発分野に使用するべきとしたのだ (41)。そのため「非軍事基金」を創設した上で、第一に財政赤字を減少させ、第二に軍事転換 (42) の資金として利用し、第三に国の内外で人間開発分野への投資を呼びか

けたのだった。

(二) 期待される経済政策

HDR1994 は先進国の経済運営のみならず、発展途上国に対しても言うべきことを言っている。特に一部の発展途上国が「自らの経済問題は不公正な国際秩序に原因がある」と主張している事に対し、条件付きながら疑問を提示している (43)。すなわち、国際秩序に問題があることは認めるものの、それは原因の一部であり、各発展途上国における国内経済の根本的改革こそが重要であると言うのだ。その改革の内容として以下四点が提示された。

第一に民間投資の拡大を要求している⁽⁴⁴⁾。1989年から1992年の間で、発展途上国に対する投資の72パーセントが特定国家⁽⁴⁵⁾に集中した。それゆえ他の発展途上国も投資を呼び込むため、経済運営の改善、人的資本の改善、国際開発銀行からの積極的な援助の受け入れを行うべきとした。

第二に外国人労働者問題が論じられている (46)。指摘するまでもなく、 先進国では多くの発展途上国出身の外国人が労働に従事している。彼らは 得られた賃金の一部を母国に送金しているわけだが、その総額たるや全 ODA 供与金額の三分の一に相当する。当然ながら、これは発展途上国の経 済を大きく左右する要素だが、一方で先進国においては労働移動の規制が 論じられている。もし規制が継続した場合、発展途上国内部で反発が強ま り、先進国に対する補償請求が生じる可能性もある。いずれにせよ労働移 動圧力が高まらないようにするためにも発展途上国自身が出稼ぎ労働では なく、貿易により利益を得られるようにすることが望ましいとした。

第三に貿易である (47)。 *HDR1994* は南北間の平等性を招来しうるものとして貿易を挙げている。そうであればこそ、先進国が保護主義的態度をとっている点に対し大いに批判しているのである。

第四に発展途上国による借金について言及している (48)。1992年、 発展途上国において対外的借金の返済のため、1600億ドルが流出した。 これは全0DA供与額の2.5倍であり、発展途上国への民間投資金額より 600億ドル多い。これらこそ経済成長および人間開発への投資を制約する要因であるとした。それゆえ先進国に対し、貸出金が最貧国において社会開発のために使用されているのであれば、同国への貸し出しを棒引きするよう求めている。

さて、上記四点に対処するため、南北間で実施すべき諸協力が三点ある。 第一に先進国が発展途上国に対し及ぼしている二点の損害に対し補償がな されるべきであると言うのだ (49)。第一の損害とは「技術を持つ人間のみ に移民許可を出している」点である。先進国によるこのような政策は貧し い国の高級人材を吸収してしまい、同国の人的資本を枯渇させている。第 二の損害とは「貿易規制をしている点」である。先進国は特定産品の輸入 に規制を加えているわけだが、特に非関税障壁が問題視された。先進国は 発展途上国に対し補償金を払うつもりが無いのであれば、貿易障壁を撤廃 すべきというのだ。

第二に、援助を「発展途上国によるサービスに対する支払い」とみなす事の重要性である (50)。援助は先進国自身の利益ともなるが、人道的にも役立つ。そしてこのような資金供与を、そもそも「援助」とはみなさず、「人間安全保障上のサービス」に対する支払いと考えるべきとした。一例として先進国が、発展途上国における伝染病(マラリア、結核、コレラ、エイズ)に対する取締り事業に援助した場合、それは「グローバル・ヒュ

第三に、新しい資金源の獲得が挙げられる⁽⁵¹⁾。資金源として三点が論じられた。第一の資金源は「非軍事化基金」である。これは各国の国防費削減により捻出される。第二の資金源は「環境汚染税」である。そして第三の資金源が「投機的資本移動に対する課税」とされた。これら資金により諸問題に対応すべきとしたのである。

ーマン・セキュリティ・サービス」に対する「支払い」だというのだ。

さて、検討すべき点は上記三点だけでない。援助のあり方も問題提起された (52)。援助は今後も重要な役割を果たすべきだが、それは再査定されなくてはならないとしたのだ。特に冷戦終了は「グローバル・ヒューマン・セキュリティを強化するための援助」に焦点をあわせる上で良い機会とな

る。その上でイデオロギーに基づく援助をやめ、発展途上国の貧民のためになる援助を行うべきとした。そのためには「現地住民の参画」と「人間中心の考え」が重要となる。現地住民の討論を通して、いかなる援助がどれほど必要か決定してもらう。その際、交渉、計画、実施はマスコミ、反対勢力に対しても公開されるべきだというのだ。

上記より「(重要性を有する) 国家に対する援助」は批判されるべきこととなる (53)。特に援助が人間開発分野(基礎教育、医療、水道開発、栄養、家族計画) に焦点を合わせていない点などが問題視されている。その上で援助供与の条件として「多元主義に基づく民主主義」、「法の支配」、「規制の少ない経済」、「腐敗のない行政」が挙げられるべきとした。そして援助が慈善行為ではなく、「グローバル・ヒューマン・セキュリティ」に対する投資であるとの認識が重要であると指摘されているのである。

上記を受けて「20対20の公式」という考えが浮上する⁽⁵⁴⁾。これは「発展途上国は国家予算の20パーセントを人間開発上の優先課題に配分する事」、「援助供与国はODA予算の20パーセントを人間開発上の優先課題に配分する事」を意味する。この公式を国際的合意事項とし、世界中の国家が一定年内に自国民が人間開発上の基礎的要求を享受できるようにすることを約束すべきとしたのだ。

当然ながら「20対20の公式」により不平等、相対的貧困まで解決されるわけでない。それゆえ同公式と同時にグローバル・セーフティ・ネットが必要となる (55)。その基金の財源として「0.1パーセントの世界所得税」を先進国住民に課すことを提唱しているのだが、問題となるのは支払先である。基本的に人間開発指数上、低い数値を出している国家の住民に支給するわけだが、同時に援助受入国の軍事費使用状況をも勘案すべきであるとした。

提唱はそれだけでない。さらに援助は二点、すなわち「緊急援助」と「開発援助」に分けて検討することが重要となる (56)。特に「緊急援助」の支出により「開発援助」が減らされることが問題視された。緊急援助の対象となる自然災害の発生などは、そもそも開発の失敗に起因している場合が

多い。それゆえ開発援助そのものが減少した場合、緊急援助の原因に対処できないこととなってしまう。先進国は国防予算を減らし、その分、国連緊急援助基金に貢献するべきと主張される所以である。

さて、ここで視点を変えよう。UNDP は援助問題に続き、グローバル・ガバナンスについても論じている (57)。国連、世界銀行、IMF、GATT が過去、平和維持、経済成長、貿易拡大に貢献してきたことは事実だが、世界的不平等を解消したわけではなく、世界的貧困をも減少させたわけでもない。そのため、新たに検討すべき点を以下三点挙げた。

第一に国連が一層強い役割を果たすための制度改善である⁽⁵⁸⁾。そのため、国連機関が各国に持続可能な人間開発の目的を理解させるため、「人間開発のためのパラダイム」を有するべきとした。その他、国連に一層の資源、責任を付与すること、そして UNDP、UNICEF、UNFPA、IFAD、WFP など諸基金間の調整も論じられている。

第二に「安全保障」を一層広い意味で捉えるため「経済安全保障理事会」を創設するべきであるとした⁽⁵⁹⁾。経済安全保障理事会はグローバル・ヒューマン・セキュリティの脅威に対する対応策を決定する最高機関であり、拒否権を認めない。また人間安全保障基金の使用が認められるべきであるとした。同時に世界中央銀行を創設し、同行に「グローバル経済活動の安定性維持」、「金融機関に対する貸し出し機関としての『最後のより所』の役割堅持」、「金融機関に対する貸し出し機関に対する規制」、「国際流動性の創造、規制」の役割を担わせるべきとした。これらは IMF の役割であるものの、それを実施するための権限が充分に与えられてこなかったのであり、ぜひこの点を検討すべきとされたのである。

第三に、グローバル経済を運営するため、既存機関の見直しが論じられた (60)。例として「世界銀行は富裕国に債権を売り、その収入を発展途上国に貸すこと」や、「世界貿易機関が貿易ルールのみを論じているため、投資と技術移転をも守備範囲とすること」等が提案された。その他、大企業が自らの影響力を利用して発展途上国の開発に望ましくない影響を行使しないよう、世界市場における独占禁止を阻むための機関を創設するべきで

あるとも論じたのだった。

四 変数としての政治 - HSNと HSA の政策提言

第三章において HDR1994 の主張を「長々と」紹介した。ただし既述したように、筆者はその具体的内容そのものを議論の対象にしようとするものでない。むしろ前章を通して、HDR1994 がいかに政策提言ばかりを多々羅列していたか、そして政策を実施するための政治的条件を軽視してきたかを明らかにしたかったのである。

当然のことだが、「ある政策を実施すべきである」という事と「ある政策を実施できる」という事は全く異なる。特定の政策を実施できるか否かは、その時々の政治状況に依存するためである。HDR1994 が提示した政策提言を実施するためには、「政府の慈悲」に期待するところが大きい。政治のあり方まで論じた例外として「援助政策を立案する過程で利害関係者(地元住民)の参画を求め、政策を実施する」との提言もなされた。ただし、これでさえ地元住民を参画させるため、「政府の慈悲」に期待するほかない。この態度が HSN、HSA で変化するのである。すなわち具体的政策提言が(やや)減少し、政策を実施する上での政治的条件に配慮した記述となっているのだ。この潮流、すなわち「政治分析をより現実的に行う方向性」を証明するため、以下、議論を紹介したい。

(一) 参画による利益伝達

HDR1994と異なり、HSNおよび HSA の議論は簡潔にまとまっている。すなわち、HSN、HSA ともに政策提言を羅列するという態度をとっておらず、諸々の主張が特定の枠組の中で整理されている。以下、紹介しよう。

HSN が人間安全保障確保の上で手段を二点提示した点は、既に多くの研究で指摘されている(それゆえ、この事は簡単に触れるに留めておきたい)。第一に、国家や国際機関、NGO や民間企業などによる困窮者の「保護」が挙げられる (61)。人間は多くの脅威に直面している。HSN は具体例として金融危機、暴力を伴う紛争、慢性化した貧困、テロ攻撃、エイズ、保健サービスへの投資不足、水不足、環境破壊などからの保護を論じた。

第二に、厳しい環境にあっても人間がその活力を発揮できるようにする「能力強化」が指摘された (62)。人間は危機の中にあっても個人のため、そして他人のために行動する能力が必要となる (63)。 HSN が「人間の安全保障を推進しようとするならば、困難に直面する人々に対し外側から何ができるかと言う事よりも、その人々自身の取り組みと潜在能力をいかに活かして行けるかという事に重点が置かれてしかるべき」 (64) と論じた所以である。なお、上記二点は一方だけで力を発揮するものでない。両者が組み合わさってこそ、力は発揮するとされる。

さて当然ながら、筆者は HSNが「保護」と「能力強化」を重視した点を再確認したいが為に上記を指摘したわけでない(既述したように、これらは多くの研究で度々取り上げられている)。むしろ筆者が指摘したいのは以下である。すなわち「保護」にせよ、「能力強化」にせよ、それは政策に類するものである。仮に政府が保護策、能力強化策を実施すべきと論じているだけであれば、政策提言を羅列した UNDP と変わりない(UNDP は「軍備費削減」と「経済政策」による問題対処を論じた)。むしろ筆者は HSNが「保護」と「能力強化」の実現手段・すなわち「参画」・まで論じた点に着目すべきと捉えている (65)。

確かに HSN は人間安全保障獲得のため政府および非国家行為主体による「保護」と「能力強化」を重視した (66)。しかし同書は決して政府等に慈悲を求めたわけでない。この点で同書は HDR1994 と異なる。HSN はむしろ、困窮者自身が自らの手で各行為主体の政策に影響を与える事を考えていたのである。それゆえ「保護政策」及び「能力強化政策」を引き出すため、困窮者自身が政策決定過程に影響力を行使できるように、すなわち利益伝達がなされるようにするべきであると論じたのだった。

上記議論を理解するためには、アマルティア=センの議論が助けとなるだろう。センは国連・人間の安全保障委員会の共同議長であり、*HSN* を作成する上で強い影響力を有していた。センは一例として飢饉に着目する (6⁷⁾。 飢饉の歴史を調査した場合、それは「昔の王国」、「現代の権威主義的社会」、「原始的な部族コミュニティ」、「近代的テクノクラート独裁制」、「植

民地」、「独裁的な国家指導者や一党支配下にある新興独立国」で発生したと言う。その上で、民主主義体制下では支配者が選挙民の声に耳を傾けざるを得ない事に着目し、「困窮者による利益伝達」が飢饉対策として有効であると説いた (68)。事実、HSN でもこれに類似した主張を展開している。北朝鮮が飢饉状態にあることを論じた上で「民主主義が機能している所では飢饉は発生していない」 (69) と論じた。

これらより「参画による利益伝達」が人間安全保障獲得の上で重要であると言えるかも知れない。ただし同時に疑問が二点生じる。第一に、それでは非民主的な国家における人間安全保障上の危機には事実上対処できない(あるいは極めて困難)という事になるのだろうか。

第二に、参画による利益伝達を行うためには、やはり人々の保護と能力強化が事前に必要なのではないか。すなわち、危険にさらされながら、かつ能力や知識も欠如している状況で、困窮者自身、はたして効果的な政治参画が行えるのだろうか。「参画による利益伝達」のためには「保護」と「能力強化」が事前に必要となってくるのである。これでは「参画」が先か「保護・能力強化」が先か、という議論となってしまう。それでいて非民主国家において政府が「保護」「能力強化」に対し積極性を示すものとも思えない。誰かが「保護・能力強化」→「参画」→「保護・能力強化」(あるいは「参画」→「保護・能力強化」(あるいは「参画」→「保護・能力強化」→「参画」)のサイクルを最初に一押しする必要がある。それは発展途上国内部から期待することは困難となるのだ。

(二) 国際機関の役割

「最初の一押し」はどのように対処するべきだろう。実はその一案を HSA から読み取れる。同報告書は人間安全保障上の危機に対し、現在実施されている対応事例(国連人間の安全保障基金の拠出事例)を九つ挙げた。以下がそれに該当する。

第一に「アフガニスタンにおける違法薬物への対応」、第二に「ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラにおける女性エイズ患者の能力強化」、第三に「セネガル、ブルキナファソ、ガーナ、ギアナの地方におけるエネルギー施設の導入」、第四に「カンボジア、ベトナムにおける人身売買から

の女性、子供保護」、第五に「コソボにおける質の高い教育へのアクセス拡大」、第六に「コロンビアにおける強制移住民に対する保護および能力強化」、第七に「アフリカ、アフガニスタンにおける弱者の意見聴取、発表」、第八に「東チモールにおける地方共同体の整備」、第九に「タンザニアにおける難民キャンプの安定確保」である⁽⁷⁰⁾。

同報告書は「人間安全保障上の危機」の具体的イメージをつかむ上で有効だが、それ以上に「最初の一押し」をどのように行ったのかを理解できる。いずれの事例も国際機関と現地政府の連携を論じているのだ。すなわち、「最初の一押し」を外部組織との連携、すなわち国際機関との連携に期待しているのである。上記九事例の内、二例を紹介しよう。

第一にベトナムにおける人身売買への対応である (71)。ここでも先ず地元住民の参画を通じて、彼ら自身に問題解決の一翼を担わせたと論じている。しかし、それだけでは「最初の一押し」がどのようになされたか不明である。これに対し HSA は国際労働機構とベトナムにおける中央・地方政府との連携を論じている。特に、国際労働機構が地方労働局および地元開発団体と連携し、(人身売買の背景に地域の貧困状況がある事を鑑み)経済開発に協力した点を論じた。その上で、地域住民に対する職業訓練なども行っているのだ。国際機構が中央、地方政府、地元団体との連係し(地元住民に一方的に解決策を提示するのではなく)あくまで彼ら自身を一行為主体として認めて事態に対処しようとしたのである。この事例において「最初の一押し」は国際労働機構と当該国関係機関との連携によってなされた事となる。

第二にコロンビアにおける難民問題への対応が指摘された⁽⁷²⁾。ここでは国連難民高等弁務官とNGOの連係を論じている。彼らが土地を追われた人々に対し、専門技術の知識および訓練を施し、その結果、人々が知識を得ることとなった点が説明された。これを糧に彼らは地方政府に対し一層充実した福祉、教育等を要求し、交渉するようになったと言う。それは地方政府レベルの議論に留まることなく、中央政府レベルの政策決定にも影響力を行使することとなっている。国際機関が非国家行為主体と連携し、

弱者を保護するのみならず能力強化に貢献し、最終的には難民自身が政策 立案に参画するようになった事例だ。この事例において「最初の一押し」 は国連難民高等弁務官と当該国関係機関によってなされた事となる。

上記二事例から、人間安全保障の具体的側面が見えてこよう。第一に「困窮者の保護」および「困窮者の能力強化」により危機に対応しようとの意志が存在する。第二に国家以外の行為主体が関与している。すなわち NGO や国際機関である。そして第三に困窮者自身も行為主体であり、彼らの利益伝達を重視しているのである。特にコロンビアの事例はその特徴が明確に現れていると言えよう。そして第四に、最も重要な点として国際機関と当該国関係機関との連携が極めて重要な点である。彼らこそ「最初の一押し」を担っているのだ。

五 「非民主的体制下の危機」と「枠組の対応力」

今まで見てきたように、国連報告書は政治分析をより現実的に行うようになった。当然ながら HSNと HSAは、HDR1994と異なり、基金使用と深い関係性を有するがゆえに、現実的にならざるを得なかった点もあるだろう。

筆者はこの点を高く評価している。すなわち HSNと HSA の問題解決枠組は「現場」と「基金」を有するがゆえに机上の空論が一切許されない中で創設されたものなのだ。当然ながらこの枠組を絶対視する必要もあるまい。問題が生ずれば再び解体され、新しい枠組が作り出されるだろう。あくまで暫定措置として高く評価するとの立場である。そして事実、この枠組を使用することにより、少なくとも世界における人間安全保障上の危機の一部には対応できている。

しかし、当然ながらこの枠組は限界も有する。議論を締めくくるにあたり、この点を指摘しよう。*HSN* の議論を想起したい。同書では北朝鮮が飢饉状態にあることを論じた上で「民主主義が機能している所では飢饉は発生していない」⁽⁷³⁾と論じた。確かに参画による利益伝達が困難な地において人間安全保障の確保は困難となる。

一方、HSA の議論も確認しよう。利益伝達のため、保護、能力強化が重

要となるわけだが、その「最初の一押し」は国際機関と当該国関係機関との連携に期待された。あくまで当該国の中央、地方政府等との協力の上で「最初の一押し」がなされるのである。

上記を念頭に置いた時、問題が生じる。仮に国際機関が当該国の中央、 地方政府の協力を得られなかった場合、どうなるのだろうか。「最初の一押 し」を行う行為主体がいなくなってしまう。これは非民主的な国家を相手 とする場合、十分に起こりうる問題であると言えよう。特に当該国の体制 維持や国家安全保障問題に関わる人間安全保障上の危機が生じた場合、事 態は一層対処困難となる。

当然ながら国際機関という外部組織にこだわる必要性はない。外国政府、 あるいはNGO等の非国家行為主体でも全く問題ない。しかしいずれの行為 主体であるにせよ、現地政府から協力を得られなかった場合、この枠組は 問題解決を志向する際に限界を露呈するのである。

六 結論

結論を提示するにあたり、再確認したい点がある。人間安全保障はあまりにも広範囲にわたるものを包含しており、論者により抱いているイメージが異なる。そうであればこそ、各自それぞれの人間安全保障論があっても不思議ではない。各論者自身、自らが依拠する根拠を提示した上で、議論を展開すれば良いと考える。その点、筆者は HDR1994、HSN、そして HSA に依拠した。なお報告書三点が提示する枠組のみならず、その問題意識、すなわち「問題解決を志向するとの態度」をも共有している。そしてそのような立場から検討した時、人間安全保障は「新しいテーマ」であるより「問題解決枠組」であるとの考えに至った。以上を前提とした上で結論を述べたい。

先ず簡潔に今までの議論をまとめよう。人間安全保障を問題解決枠組として捉えた場合、それはいかなるもので、その有効性と限界は何か。この点こそ本稿における問題意識であった。この問いに答える上で、筆者は先行研究と異なり、「HDR1994で論じたテーマ」、「HSNが論じた定義」にあま

り関心を傾けなかった。むしろ人間安全保障の達成方法、すなわち問題解決枠組の側面に関心を抱いたのである。このような観点から三点の報告書を対比した時、時間が経過するにつれ、政治に対する見方が変化している点を明らかにした。すなわち、政治分析をより現実的に行う方向性が存在するのである。

既述したように HDR1994は人間安全保障上の危機に対し「軍事費削減」、「特定の経済政策」を通して、そして HSNは政府等による困窮者の「保護・能力強化」策を通して問題解決を図るとの立場を有している。しかし HDR1994と異なり、HSNは決して政府に慈悲を求める態度ではなく(すなわち、政府に対し特定の政策を実施するよう、ただ呼びかけるのではなく)、困窮者自身が政府等に対し利益伝達を行うことにより、「保護・能力強化」策を引き出すとの考えに立っているのだ。問題解決に関心を置く場合、この態度は大いに評価できよう。政治分析が HDR1994と比較して現実的になってきたからである。

しかし問題点もある。困窮者自身が利益伝達を行う際、やはり保護、能力強化が事前に必要なのではないか。一度保護され、能力も強化された者が利益伝達活動に従事するのは理解できる。しかし能力も欠如した者が危機時に利益伝達を実施するというのはやや現実性に欠けるのではないか。それでは誰が最初に保護、能力強化策を引き出すのか、という点が問題となる。

この点 HSA は「国際機関と当該国の中央政府、地方政府が連携するべき」と主張している。すなわち先ず、国際機関、当該国政府が連携して困窮者を保護、能力強化し、その後、彼らは自らの力で利益伝達を行いうるというのだ。しかし、この点は一部の危機事例に対処する時、非現実的な対策となる。当該国政府が国際機関に対し常に協力する根拠が提示されていないためだ。

HSN、HSA が論じた枠組は (HSA で実例が挙げられているように)、実際に存在する人間安全保障上の危機に (一部とは言え) 対応できている。それは HDR1994 の段階では想像さえできなかったほど成熟した枠組であると言

えよう。HDR1994 の提言がほとんど具体化されなかった点を勘案した時、HSN、HSAが提示した枠組の有効性を認知できる。

しかし一方で(当該国にとり)政治的に敏感な問題と重なる人間安全保障上の危機には対応困難な枠組であるとも言えよう。「参画が重要である」、「国際機関と現地関係機関との連携が重要である」と主張するからには、その実現方法をも示すべきであった。この点こそ HSN、HSA の限界と言わざるを得ない。

- 1) United Nations Development Programme, *Human Development Report 1994*, (Oxford University Press, 1994).
- 2) Commission on Human Security, Human Security Now, (2003).
- 3) Advisory Board on Human Security, Human Security for All, (2006) .
- 4) HDR1994、HSN および HSA の主張が絶対正しいと論じるものでない。これらを批判的に検討することは大いになされるべきである。あくまでこの三冊が必読文献であると強調しているに過ぎない。
- 5) Commission on Human Security, HSN, p.4, 2003. 人間の安全保障委員会、『安全保障の今日的意義』、朝日新聞社、2003年、11頁。
- 6) UNDP, HDR1994, pp. 24-40.
- 7) Henrique B. Cavalcanti, "Food Security", Felix Dodds and Tim Pippard eds., *Human and Environmental Security*, (Earthscan, 2005), pp. 152-165.
- 8) Lincoln Chen and Vasant Narasimhan, "Global Health and Human Security", Lincoln Chen, Sakiko Fukuda-Parr and Ellen Seidensticker eds., *Human Insecurity in a Global World*, (Global Equity Initiative Asia Center Harvard University, 2003), pp. 183-193.
- 9) 渡辺陽子、「環境保全と人間の安全保障」、大久保史郎編、『グローバリゼーション と人間の安全保障』、日本評論社、2007年、374-297頁。
- 10)加藤朗、「テロと人間の安全保障」、東海大学平和戦略国際研究所編、『21世紀の人間の安全保障』、東海大学出版会、2005年、203-225頁。
- 11) 大芝亮、「人間の安全保障と人道的介入」、勝俣誠編、『グローバル化と人間の安

全保障 - 行動する市民社会』、日本経済評論社、2001年、109-124頁。

- 12)大久保史郎、「グローバリゼーション・人間の安全保障と日本国憲法」、大久保史郎編、『グローバリゼーションと人間の安全保障』、日本評論社、2007年、31-54頁。
- 13) 片山孝信、「人間の安全保障と世界銀行 その役割と限界」、大久保史郎編、『グローバリゼーションと人間の安全保障』、日本評論社、2007年、176-196頁。
- 14) 山形英郎、「グローバリゼーションと国際法 価値絶対的国際法の出現」、大久保 史郎編、『グローバリゼーションと人間の安全保障』、日本評論社、2007年、95 -124頁。
- 15)上杉勇司、「国連平和維持活動(PKO)と人間の安全保障 国連 PKO の諸機能を人間の安全保障の観点から見直す 」、篠田英朗・上杉勇司編、『紛争と人間の安全保障 新しい平和構築のアプローチを求めて』、国際書院、2005年、59-84頁。
- 16) ユルデン=ゲーリング、「国連安全保障理事会と人間の安全保障」、篠田英朗・上 杉勇司編、『紛争と人間の安全保障 - 新しい平和構築のアプローチを求めて』、国際書院、 2005年、85-105頁。
- 17) George A. MacLean, "Human Security in the National Interest? Canada, POGG and the "New" Multilateralism", Sandra J. MacLean, David R. Black and Timothy M. Shaw eds., A Decade of Human Security -Global Governance and New Multilateralisms, (Ashgate, 2006), pp. 63-72.
- 18) 栗栖薫子、「人間安全保障『規範』の形成とグローバル・ガヴァナンス 規範複合化の視点から」、日本国際政治学会編、『国際政治』(143号)、2005年、76-91。
- 19) 武者小路公秀、「『人間安全保障』と非改良主義的改良のための政策科学」、『人間安全保障論序説 グローバル・ファシズムに抗して』、国際書院、2003年、103 116頁。
- 20) 庭田茂吉、「ヒューマン・セキュリティ概念の再構成と現代社会」、同志社大学ヒューマン・セキュリティ研究センター編、『同志社大学ヒューマン・セキュリティ研究センター年報』(2号)、萌書房、2005年、94・123頁。
- 21) 佐藤誠、「人間安全保障概念の検討‐重層の逆説‐」、佐藤誠・安藤次男編、『人

110-人間安全保障の再検討一問題解決枠組としての有効性と限界

間の安全保障:世界危機への挑戦』、東信堂、2004年、5-28頁。

- 22) 栗栖薫子、「人間の安全保障」、日本国際政治学会編、『国際政治』(117号)、 1998年、85-102頁。
- 23)大久保史郎、「序論・グローバリゼーションと人間の安全保障の登場」、大久保史郎編、『グローバリゼーションと人間の安全保障』、日本評論社、2007年、1-28頁。
- 24) 同研究は2001年になされている。それゆえ結果的に「保護」の問題を扱ったに過ぎない。当然のことながら *HSN*を意識したものとはなっていないが先行研究の一部として紹介したい。 Carmen Sorger and Eric Hoskins, "Protecting the Most Vulnerable: War-Affected Children", Rob McRae and Don Hubert eds., *Human security and the new diplomacy*, (McGill-Queens, 2001), pp. 134-151.
- 25) 勝間靖、「人間の安全保障へのアプローチとしての教育 タリバン支配下における事例」、篠田英朗・上杉勇司編、『紛争の人間の安全保障 新しい平和構築のアプローチを求めて』、国際書院、2005年、189-206頁。
- 26) UNDP, HDR1994, pp. 1-11.
- 27) ibid., pp. 47-89.
- 28) HSAは HSNの副読本的色彩が濃い。それゆえ一括した。
- 29) 以下を参照しつつ、当段落を論じた。なお註の内容は、以後特別な断りがない限りその段落全てに関わることとする。UNDP, *HDR1994*, p. 22. *HSN*ではこの考えが改められ、人間安全保障と国家安全保障は相互補完概念とされた。Advisory Board on Human Security, *HSA*, 2006, p. 5.
- 30) UNDP, HDR1994, p. 47.
- 3 1) ibid., p. 47.
- 3 2) ibid., p. 50.
- 3 3) ibid., pp. 51-52.
- 3 4) ibid., pp. 52-53.
- 3 5) ibid., pp. 53-54.
- 36) ibid., pp. 54-56.
- 3 7) ibid., pp. 56-57.

- 38) ibid., pp. 57-58.
- 39) ibid., p. 58.
- 40) ibid., pp. 58-60.
- 41) HSNと異なり、HDR1994では人間安全保障と人間開発を厳密に区分していない。
- 42) 軍事から非軍事分野への人的移動を円滑にするための職業訓練を指す。
- 4 3) UNDP, HDR1994, p. 61.
- 4 4) ibid., pp. 61-62.
- 45) 中国、メキシコ、マレーシア、アルゼンチン、タイ、インドネシア、ブラジル、 ナイジェリア、ベネズエラ、韓国を指す。
- 4 6) UNDP, HDR1994, p. 62.
- 47) ibid., pp. 62-63.
- 4 8) ibid., pp. 63-64.
- 4 9) ibid., pp. 64-66.
- 5 0) ibid., pp. 66-69.
- 5 1) ibid., p. 69.
- 5 2) ibid., pp. 69-72.
- 5 3) ibid., pp. 72-77.
- 5 4) ibid., pp. 77-78.
- 5 5) ibid., pp. 78-79.
- 56) ibid., p. 79.
- 5 7) ibid., pp. 81-83.
- 58) ibid., p.83.
- 5 9) ibid., pp. 84-85.
- 6 0) ibid., pp. 85-87.
- 6 1) Commission on Human Security, HSN, p. 11.
- 6 2) ibid., pp. 11-12.
- 63) 個人の能力強化に着眼することは国家安全保障論、人道活動、開発事業との相違であるとされる。Commission on Human Security, *HSN*, p.11.
- 6 4) ibid., pp. 11-12. 人間の安全保障委員会、『安全保障の今日的意義』、朝日新聞

112-人間安全保障の再検討一問題解決枠組としての有効性と限界

社、2003年、20-21頁。

- 6 5) ibid., pp. 11-12.
- 6 6) ibid., pp. 11-12.
- 67) Amartya Sen, "Development as Freedom", (Anchor Books, 1999), pp. 152-153. アマルティア=セン、『自由と経済開発』、日本経済新聞社、2000年、172-173頁。
- 68) なお、選挙民が自らの利益表明を行う際に必要となる情報の重要性をも論じている。それゆえ報道の自由も重視した。いずれにせよ利益伝達に着目したことには変わりない。Commission on Human Security, *HSN*, pp. 11-12. 同様の議論は以下でもなされている。Amartya Sen, "Development as Freedom", pp. 152-153. アマルティア=セン、『自由と経済開発』、172-173頁。
- 69) Commission on Human Security, HSN, p. 122.
- 70) Advisory Board on Human Security, Human Security for All, 2006, pp. 4-30.
- 7 1) ibid., pp. 13-15.
- 7 2) ibid., pp. 19-21.
- 7 3) Commission on Human Security, HSN, p. 122.